

非破壊検査技術性能試験用供試体 使用許可要領（案）

（総則）

第1条 国土技術政策総合研究所道路構造物研究部橋梁研究室（以下「橋梁研究室」という。）が管理する非破壊検査技術性能試験用供試体（以下「供試体」という。）を外部機関に使用させる取り扱いについては、この要領の定めるところによる。

（使用許可の基準）

第2条 国土技術政策総合研究所道路構造物研究部橋梁研究室長（以下「室長」という。）は、以下の要件を満たす場合に限り、使用を許可することができる。

- 1 橋梁研究室の事務、事業の遂行に支障の生じる恐れがないこと
- 2 貸与及び試験結果の公表が業務上、有用であること
- 3 試験結果の公表が可能であること
- 4 施設利用料等の費用負担が可能であること

（使用許可の相手方）

第3条 使用許可の相手方は、国、地方公共団体、大学、独立行政法人、国立研究開発法人、公益法人、地方共同法人、特殊会社及び民間事業者で調査研究のために供試体を使用する者とする。ただし、室長が使用を認めた場合は、この限りではない。

（使用許可期間）

第4条 使用許可期間は1年以内とする。ただし、使用許可期間を1年以内とすることが著しく実情にそぐわない場合は、その必要の程度に応じて定めるものとする。

（使用許可の申請）

第5条 供試体の使用許可を申請する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ試験計画書を作成し、橋梁研究室あてに提出すること。なお、使用許可後に書類の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更内容を報告すること。

- 2 申請者は、供試体の保管されている実験施設等の使用料、当該実験施設等の使用にかかる光熱水料及び諸経費（運搬費用等）を負担するものとする。なお、実験施設等の使用料は関係法令等が定める算定基準により決定する。また、第1項に記した試験計画書の提出に併せて、上記施設の使用にかかる国有財産使用許可申請書および分割請求支払者一覧表を橋梁研究室あてに提出すること。

（使用許可の承認）

第6条 室長は、第5条に申請内容を審査のうえ、使用許可を承認する。

（使用許可の取消）

第7条 室長は、次に掲げる事項に該当するときは、使用許可の取り消し又は許可内容を変更することができる。

- (1) 申請者が使用許可申請書類の記載と内容の異なる施設の利用をしたとき
 - (2) 研究所が使用を許可した実験施設等を必要とするとき
 - (3) その他、室長が使用許可の取り消し又は許可内容の変更が必要と判断したとき
- 2 室長が前項の規定により使用許可の取消し又は許可内容変更をした場合、これにより申請者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
 - 3 申請者は、室長が第1項又は第3項の規定により使用許可の取消し又は許可内容を変更した場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（試験結果の提出）

第8条 申請者は、供試体を使用して得られた試験結果をとりまとめた試験結果報告書を使用許可期間の満了する日から概ね1ヶ月以内に橋梁研究室に提出すること。

以 上